

改正

昭和39年4月1日
昭和39年12月10日
昭和41年12月1日
昭和44年6月1日
昭和47年4月1日
昭和48年4月1日
昭和49年4月1日
昭和53年4月1日
昭和54年4月1日
昭和58年4月1日
昭和63年4月1日
平成元年4月3日
平成3年4月1日
平成6年4月1日
平成9年4月1日
平成12年4月1日
平成14年3月26日訓令第7号
平成21年7月21日訓令第12号
平成27年3月12日訓令第3号
平成28年3月22日訓令第5号

大樹町中小企業の育成振興並びに経営の合理化を促進し、その経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため、大樹町中小企業特別融資制度を設ける。

大樹町中小企業特別融資制度要綱

第1条 大樹町（以下「町」という。）は、この制度による融資の運用基金として一定の金額を帯広信用金庫に預託するものとする。

第2条 帯広信用金庫は町からの預託金を基礎とし、自己資金をこれに加え常時預託金の倍額以上の融資枠を設定し、必要に応じ、迅速適正に融資を行うものとする。

第3条 この制度による融資については、保証協会の保証付きとする。

第4条 帯広信用金庫及び保証協会は、この制度による貸出にあたり、町と緊密なる連絡を保ち町の中小企業振興方策に協力するものとする。

第5条 帯広信用金庫は、この制度による融資に関しては、その他の融資と明確に区分して処理するものとする。

第6条 この制度による融資は、本町における中小企業の振興上必要、かつ、その事業が健全に育成されることが明らかなものに対してのみ実施するものとする。

第7条 この制度による融資の対象は、次の条件により選定する。ただし、遊興娯楽関係等の不急の業種を除く。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による協同組合及び企業組合
- (2) 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）で定める中小企業者で、町内に独立した事業所又は店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者
- (3) 町税を完納しているもの

第8条 この制度による貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金額
 - ア 運転資金 一企業につき 1,000万円以内
 - イ 設備資金 一企業につき 3,000万円以内
- (2) 貸付期間
 - ア 運転資金 7年以内

イ 設備資金 15年以内

(3) 償還方法

一時払い又は分割払い

(4) 資金の用途

ア 運転資金 営業に必要な資金

イ 設備資金 機械・器具並びに店舗の増築、改装に必要な資金

(5) 担保保証人

ア 原則として担保を必要とするが、やむを得ない場合は確実な連帯保証人1名以上を付することにより担保を免除することができる。

イ 保証協会の定める無担保無保証人保証の資格要件を具備している場合は無担保無保証人により取扱いすることができる。

(6) 貸付利率及び保証料

本制度による融資を取り扱う帯広信用金庫の利率及び保証協会の定めるところによる。

第9条 この要綱により融資を受けた者に対する補給内容は、次のとおりとし、補給期間は5年とする。

(1) 運転資金に対する利子補給金は、支払利子額の総額の10%以内の額とする。

(2) 設備資金に対する利子補給金は、支払利子額の総額の20%以内の額とする。

(3) 保証料に対する補給金は、全額を補給の対象とする。ただし、運転資金における保証料にあつては33万円、設備資金における保証料にあつては100万円を上限とする。

第10条 この制度による融資の申込みは、商工会において所定の借入申込書及び必要書類を提出し、町を経由して帯広信用金庫に申し込むものとする。

2 手続き上の相談は、大樹町商工会において行う。

第11条 帯広信用金庫は、前条の規定により借入申込書を受理したときは、速やかに所要の調査をして融資の可否を決定し、その内容を本人及び町、商工会にそれぞれ通知するものとする。

第12条 この要綱による保証料及び利子補給の交付を受けようとするものは、毎年、4月1日から9月30日までの期間に償還を行ったものについては9月30日までに、10月1日から3月31日までの期間に償還を行ったものについては3月31日までに、別記様式により申請書正副2通を大樹町商工会を経由して町長に提出しなければならない。

第13条 前条の申請がなされたときは、町長は補給金を決定し交付するものとする。

2 この要綱に違反し、又は申請内容に不正若しくは誤りがあったときは、町長は補給金交付の決定を取り消し、又は交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

第14条 本制度に基づく融資資金に係る保証料の補給を受けた者は、当該資金の繰上償還等により保証協会から保証料の返還を受けたときは、その全額を町長に返還しなければならない。

第15条 帯広信用金庫は、毎月10日までに前月末日現在の融資及び償還状況を町長へ報告するものとする。

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

本特別融資制度は、昭和38年4月1日から実施する。

附 則（昭和39年4月1日）

この改正要綱は、昭和39年4月1日から実施する。

附 則（昭和39年12月10日）

この改正要綱は、昭和39年12月10日から実施する。

附 則（昭和41年12月1日）

この改正要綱は、昭和41年12月1日から実施する。

附 則（昭和44年6月1日）

この改正要綱は、昭和44年6月1日から実施する。

附 則（昭和47年4月1日）

この改正要綱は、昭和47年4月1日から実施する。

附 則（昭和48年4月1日）

この改正要綱は、昭和48年4月1日から融資に係るものから実施する。

附 則（昭和49年4月1日）

この改正要綱は、昭和49年4月1日から融資に係るものから実施する。

附 則（昭和53年4月1日）

この改正要綱は、昭和53年4月1日から融資に係るものから実施する。

附 則（昭和54年4月1日）

この改正要綱は、昭和54年4月1日から融資に係るものから実施する。

附 則（昭和58年4月1日）

この改正要綱は、昭和58年4月1日から融資に係るものから実施する。

附 則（昭和63年4月1日）

この改正要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則（平成元年4月3日）

この改正要綱は、平成元年4月3日から融資に係るものから実施する。

附 則（平成3年4月1日）

この改正要綱は、平成3年4月1日から融資に係るものから実施する。

附 則（平成6年4月1日）

この改正要綱は、平成6年4月1日から融資に係るものから実施する。

附 則（平成9年4月1日）

この改正要綱は、平成9年4月1日から融資に係るものから実施する。

附 則（平成12年4月1日）

この改正要綱は、平成12年4月1日から融資に係るものから実施する。

附 則（平成14年訓令第7号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第12号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の大樹町中小企業特別融資要綱の規定は、平成21年8月1日以後に借入れを受けたものから適用し、同日前に借入れを受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月12日訓令第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日訓令第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の大樹町中小企業特別融資制度要綱の規定は、平成28年4月1日以後に借入れを受けた融資分から適用し、平成28年3月31日以前に借入れを受けた融資分については、なお従前の例による。

別記様式（省略）